

富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理検討会設置要綱

(目的)

第1条

「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業計画」(平成29年10月)の着実な実施を推進するため、同計画に基づく各ニホンジカ対策の実施及びモニタリング結果の評価等について科学的な助言を得るとともに、同計画に基づく対策の実施状況等を関係者間で共有し、効果的な連携・協力を図るための連絡調整等を実施していくことを目的として、関係機関の相互の連携を図るため、富士箱根伊豆国立公園ニホンジカ管理検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、以下に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業計画実施計画(以下「実施計画」という)の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実施計画に基づく対策の実施に係る調整に関すること。
- (3) 各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関すること。
- (4) 国立公園区域及び近隣地区における捕獲及び植生保護の対策推進に係る調整に関すること。
- (5) その他、構成機関間の連携協力及び役割分担等、本検討会の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる有識者・関係行政機関・関係団体をもって構成する。

(運営)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

2 議事は、事務局において進行する。

3 検討会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(議事等の公開)

第5条 検討会及びその配布資料については、原則として公開とするが、事務局の判断でその全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

別紙 1

検討会の構成

検討委員（有識者）

石原龍雄氏

勝山輝男氏

田中伸彦氏

羽澄俊裕氏

関係行政機関

林野庁（東京神奈川森林管理署、静岡森林管理署）

神奈川県（自然保護課、県西地域県政総合センター、自然環境保全センター）

静岡県（自然保護課）

箱根町（企画課、観光課、環境課、生涯学習課、湿生花園）

関係団体

一般財団法人自然公園財団（箱根ビジターセンター）

箱根ボランティア解説員連絡会

事務局

環境省（富士箱根伊豆国立公園管理事務所）